事業譲受けにつき通知公告

当社は、株式会社タコプランニング（住所埼玉県越谷市大沢三丁目一二番二六号光陽ビル三階）の事業のうち、銀のあんイオンモール羽生店（住所埼玉県羽生市川崎二丁目二八一番三号）、銀のあんイオンモール浦和美園店（住所埼玉県さいたま市緑区大門三七一〇番地）、銀のあんイオンレイクタウン店（住所埼玉県越谷市東町四丁目二一番一号）の運営事業を譲り受けることにいたしましたので公告します。

平成二十五年一月十八日

埼玉県越谷市大沢三丁目一二番二六号光陽ビル三階　株式会社ＴＡＩプランニング

代表取締役　澤野　寛之

合併につき株券等提出公告

当社は、イワタニ近畿株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年一月十八日

滋賀県高島市安曇川町常磐木一〇九四番内二地　多胡燃料株式会社

代表取締役　黒瀬　豊樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である仲摩智樹が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年一月十八日

埼玉県川越市吉田新町一丁目二番地二号初雁団地一三号棟二〇五号室

アナザーフロンティアーズコーポレーション

日本における代表者　仲摩　智樹

限定承認公告

本籍北海道登別市幌別町一丁目無番地、最後の住所北海道登別市栄町二丁目一二番地九

被相続人　亡　川口　勝己

右被相続人は平成二十四年九月一日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月十三日札幌家庭裁判所室蘭支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

北海道登別市栄町二丁目一二番地八

限定承認者　川口　淳一

限定承認公告

本籍大分県宇佐市大字畑田一二八五番地一、最後の住所大分県宇佐市子安町二丁目四番地

被相続人　亡　都瑠　輝子

右被相続人は平成二十四年十月三日死亡し、その相続人は平成二十五年一月八日大分家庭裁判所中津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

千葉県白井市清水口三丁目三七番四号

相続財産管理人　都瑠　純秀

限定承認公告

国籍大韓民国、最後の住所横浜市西区

被相続人　亡　成　吉鏞

右被相続人は平成二十四年四月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

東京都新宿区新宿一丁目二六番九号ビリーヴ新宿三階　ＡＩＴＳ新宿法律事務所

相続財産管理人木下惠祈子

代理人弁護士　張　學錬

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市湊一一一六番地、最後の住所和歌山県和歌山市西坂ノ上丁七番地

被相続人　亡　石井　堅司

右被相続人は平成二十四年十月三日死亡し、その相続人は平成二十五年一月七日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

和歌山県和歌山市西坂ノ上丁七番地

限定承認者　濵田　康子

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市谷郷町一一番、最後の住所長崎県佐世保市谷郷町一一番二号

被相続人　亡　中島　理砂

右被相続人は平成二十四年八月三日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月五日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

長崎県佐世保市谷郷町一一番二号

相続財産管理人　中島槙之介

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二百二十八億円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年二月十九日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-koukoku.net/a/tmk/007908/tmkt007908.htm

平成二十五年一月十八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

虎六開発特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額四十七億一千五百七十五万円を二十八億六千五百七十五万円に減少し、発行済Ｓ号優先出資の口数二万口及び発行済Ｍ号優先出資の口数一万七千口を一口に対して五万円をもってそれぞれ〇口に有償消却することといたしましたので（減少する優先資本金の額は十八億五千万円であり、優先出資の消却に要する金額は十八億五千万円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は、平成二十四年十一月三十日付官報の号外第二五九号第二三頁に掲載されています。

平成二十五年一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社プロントＺ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年四月十七日付官報の号外第八十九号五十七頁に掲載されています。

平成二十五年一月十八日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号　ＭＧホエール特定目的会社

取締役　宇野　重樹

取消公告

平成二十四年十二月二十八日掲載の優先資本金の額の減少公告は取消します。

平成二十五年一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社プロントＺ

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
三六	下	七	第二十八条	第二十七条

平成二十四年十二月五日（号外第二百六十三号）総務省告示第四百二十号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一七ページ上段九行目の「第二十二項まで」は「第二十三項まで」の誤り。

平成二十四年八月二十四日国土交通省告示第九百二十三号（砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件）

（原稿誤り）

六ページ四段終りから一一行目から一〇行目は次のとおりの誤り。

字千足　八二三番二　八二三番三

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十八日付第一〇号六四

ページ●同日付政府調達第一〇号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）